

平成27年8月31日

平成27年(行コ)第7号(原審平成23年(行ウ)17号/18号)

控訴人(原審原告) 前川盛治ほか

被控訴人(原審被告) 沖縄県知事/沖縄市市長

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

証拠説明書(甲B114~115)

控訴人ら訴訟代理人弁護士 原田彰好

号証	証拠の標目	原・写	作成日	作成者	立証趣旨
甲B 114	観光要覧 平成20年 版(抄本)	写	H21. 11	沖縄県	H20年の沖縄県旅行者アンケート調査での「会議・研修」参加率の9.1%は、沖縄県への旅行者に対し「旅行内容」について20の選択肢から複数回答する方法での質問に対する回答を集計した割合であり、分母は252.7%となっていること、この参加率「9.1%」は、沖縄県のいずれかで開催された「会議・研修」への参加した割合であり、特定の場所での「会議・研修」への参加率を意味しない。「会議・研修」施設は沖縄県内各市町村に多数存在する。したがって、東部海浜入域観光客の9.1%の人々の全てが本件埋立地上の「交流施設」における「会議・研修」に参加するという沖縄市の計算は、恣意的であること
甲B 115	新聞記事 「桑江ビジ ョン実現へ 邁進」	写	2015. 5.25	沖縄タイ ムス	被控訴人沖縄市長が、市内内陸部準工業地域102haについて、製造業の誘致の場所としての魅力を訴えていること。東日本大震災以降、津波被害を想定して、企業が進出先を選ぶようになり、高台にある準工業地域に魅力を感じる企業も多い、交通網が整いつつある、地震災害の影響が少ない地域等をしっかりアピールして企業を誘致していきたいと述べていること

--	--	--	--	--	--